

だまされないで!

悪質商法



高齢者を狙う
悪質商法の手口と対策



目次

- | | | | |
|------------------------|-----|---------------------|------|
| ● なりすまし詐欺..... | P.1 | ● 悪質商法④・⑤..... | P. 8 |
| ● インターネット・トラブル①・③..... | P.3 | ● 悪質商法⑥..... | P. 9 |
| ● インターネット・トラブル②・③..... | P.4 | ● 悪質商法⑦・⑧..... | P.11 |
| ● 悪質商法①..... | P.5 | ● 悪質商法⑨・⑩..... | P.12 |
| ● 悪質商法②..... | P.6 | ● クーリング・オフ制度..... | P.13 |
| ● 悪質商法③..... | P.7 | ● 被害にあわないための心得..... | P.15 |

なりすまし詐欺とは

息子や孫を装い、「病気が見つかり治療を受けている。」「会社の重要書類が入ったカバンを失くした。」などと言ってお金をだまし取る**オレオレ詐欺**、「有料サイト利用料が未納」とのメールを送り付け、電子マネーを購入させるなどしてお金をだまし取る**架空料金請求詐欺**、自治体職員を装い、「税金や医療費の還付金がある。」と言ってATMコーナーに誘導してお金をだまし取る**還付金詐欺**、警察官や金融機関職員を装い、「カードが悪用されている。」「カードを確認する。」と言って訪問し、被害者の隙を見てキャッシュカードをすり替える**キャッシュカード詐欺盗**などの総称を「なりすまし詐欺」と呼びます。

①電話がある



●●警察署のAです。
あなたの口座からお金が引き出されています。
これから金融庁のBがキャッシュカードを確認しに行きます。

あらまあ!!



②家を訪問



金融庁のBです。
この封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いた紙を入れて、今日から●日間保管してください。

これでいいかしら?



あつ、封筒に封印をするので印鑑を持ってきてください。

ちょっと待ってて!



このすきに...
このポイントカードが入っている封筒と交換

すり替え



カードを盗まれて、
お金を引き出されちゃった...



被害

アドバイス!



- 電話で「お金」、「キャッシュカード」、「暗証番号」、「還付金」の話が出たら詐欺を疑い、すぐに家族や知人、警察に相談してください。
- 留守番電話機能や防犯機能（警告アナウンス、自動録音機能）付き電話機を活用することも被害防止に効果的です。
- はがきや封書で料金を要求してくることもあります。すぐに連絡先へ電話せず、警察や消費生活センターに相談してください。



なりすまし詐欺

こんな電話やメールは詐欺でござる！
家族や警察に相談するなど、お金を払う、送る、ATMを操作する前に確認ジャー！

「携帯電話の番号が 変わったんだよ」

「携帯電話が変わったから新しい番号になったんだよ」「カゼで声が変わった」というのはだましの準備です。
※前の番号にかけて確かめましょう！

「急いでお金が 必要なんだよ」

「会社のお金が入ったカバンをなくした。クビになってしまう」「株で失敗した」などと言って急がせます。
※「今日中にお金が必要」の場合は要注意！

「有料サイト利用料が未納です」

「有料動画の未納料金が発生しています」「本日中に連絡がない場合、法的手続きに移行します」とのメールを送りつけて不安をあおり、お金をだまし取ろうとします。
※あせらず、あわてず、家族や警察に相談しましょう！

「警察です。あなたの預金が狙われています」

警察官を装い、「押収品にあなたの通帳がありました」「銀行員に詐欺グループの仲間がいます」などと言って現金をだまし取ろうとします。
※警察官が現金を引き出すよう指示することは絶対にありません！

「還付金があります」

自治体職員を装い、「還付金があります」「ATMで手続きします」などと言ってATMに誘導し、言葉巧みに操作を指示して、お金をだまし取ろうとします。
※ATMを操作してお金を受け取ることはできません！

そのほか、こんなセリフが でたらご用心！

- キャッシュカードを預かります。
- 以前の被害が取り戻せます。
- 宝くじの当選番号を教えます。
- 必ずもうかりますから。
- 急いで。誰にも言わないで。

お願い

なりすまし詐欺被害防止のため、金融機関では、高額のお金払戻の際に、お客様にお金の使い道を尋ねています。皆様の財産を守るためですので、ご理解とご協力をお願いします。

ネットショッピングのトラブル

パソコンや携帯電話のインターネットで買い物をした際に、「代金を支払ったのに商品が届かない」、「お試しと思ったら、定期購入契約だった」といったトラブルが発生しています。



- 通信販売(インターネットやテレビ、雑誌などを見て自分から申し込む取引)には、クーリング・オフ(契約の無条件解除)制度がありません。注文する前に、返品の可否や条件をよく確認しましょう。
- 業者の住所や電話番号を確認し、これらが書かれていない業者とは取引しないでください。
- 支払方法は、なるべく商品到着後に支払いする方法を選びましょう。
- 証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。

～定期購入トラブルに注意!～

- 「お試し特別価格」「初回限定〇%オフ」という広告を見て、初回だけのつもりで注文したが、複数回の商品購入が条件となる「定期購入契約」を結んでいた。
- 「いつでも解約できます」という広告を見て気軽に注文したが、いざ解約しようとすると事業者につながらず解約できない。

光回線サービスのトラブル

「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」と勧誘され十分な理解がないまま契約してしまうトラブルが発生しています。

有料サイトの不当請求

携帯電話やパソコンのインターネットで、「無料」のサイトを見ていたはずが、高額な登録料や利用料を請求されます。

「無料」のアダルトサイトだ！
ちょっと見てみよう！



え〜！

「無料」じゃなかったの〜!?

～こんな事例があります！～

- 「サイト利用料の未払いがあるので訴訟する」と身に覚えのない請求メールが届いた。
- 画像をクリックしただけなのに有料サイトに登録され高額な料金を請求された。

アドバイス！



- 登録手続きをしていない時は、請求は無視し、支払わないでください。
- 請求先に連絡を取ってしまうと、あなたの個人情報が相手方により詳しく知られてしまいます。自分からは絶対に連絡しないでください。
- 「プリペイドカードを購入し、カードに書いてある番号を教える」と指示されても、絶対に番号を教えるはいけません。

- 一定の範囲の電気通信サービスの契約については、契約書面を受け取った日を含め8日間以内であれば契約を解除できる制度があります。
- クーリング・オフに似た制度で、はがき等の書面を事業者に対して送付することによって契約解除ができます。
- 電気通信事業者は電話勧誘時に原則、書面を交付して説明する必要があります。

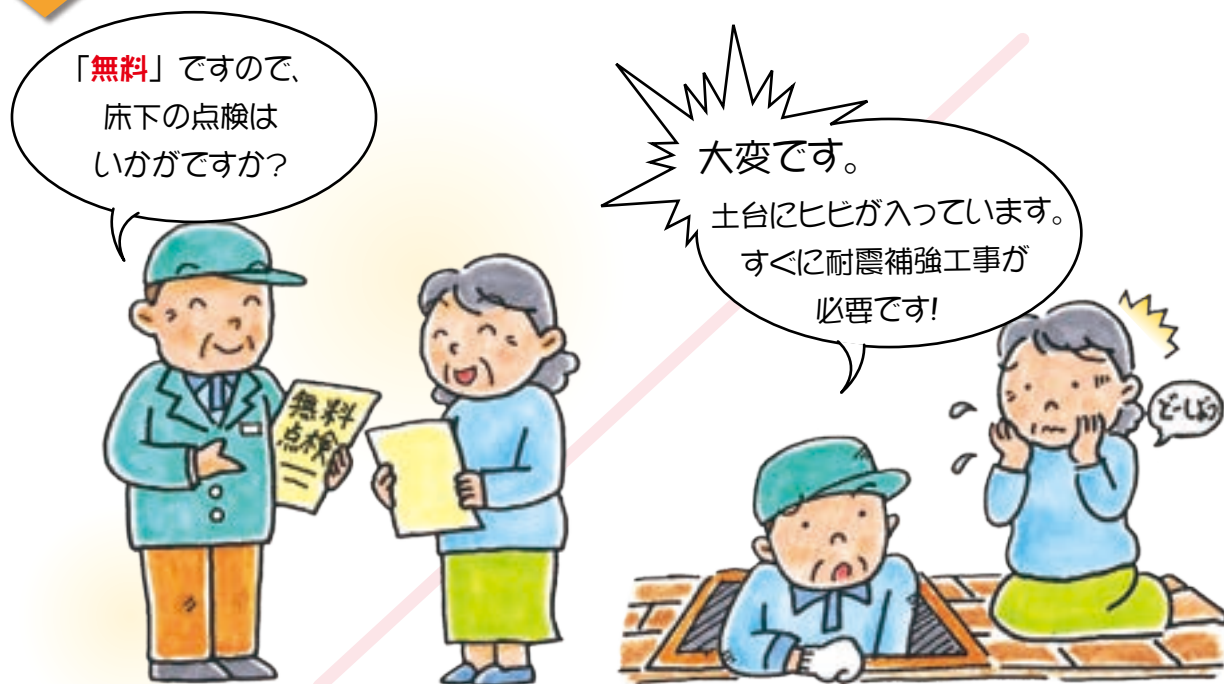
何度も断っているのに…



お宅になりますよ！

点検商法

「無料で点検します」「近くの工事であいさつに来ました」と言って訪問し、「白アリがいる」「土台にヒビが入っている」などと嘘を言って消費者の不安をあおり、高額な商品や工事の契約を勧めます。



～こんな事例があります！～

- 床下点検～「柱が腐っています。床下換気扇が必要です。」
- 屋根点検～「瓦がずれています。雨漏りしてしまいますよ。」
- 布団点検～「ダニがいます。病気になっちゃいますよ。」
- その他、「損害保険を使って修理ができます。申請をサポートします。」「トイレなど水回りの点検」や「消火器の点検」など。

アドバイス！



- 「“無料”(または“安い料金”)で点検します」の言葉には注意しましょう。
- 点検結果をうのみにせず、住宅などに心配な点がある場合は、信頼できる業者に相談しましょう。
- 見積書は、複数の業者からとるようにしましょう。
- いらないものを勧められたら、きっぱりと断りましょう。

SF商法(催眠商法)

「無料で日用品を配布します」「マッサージ器の無料体験ができます」と言って人を集め、閉め切った会場で日用品などを無料で配って雰囲気盛り上げ、最後には高額な商品売りつけます。



～最後にはこんな商品売りつけられます!～

- 寝具類
- 健康食品
- 浄水器
- マッサージ器などの健康器具

アドバイス!



- “無料”の言葉につられて、会場に出向かないようにしましょう。
- 会場へ行っても雰囲気にのみこまれず、必要がなければきっぱりと断りましょう。
- 離れて住む高齢のご両親などが高額な商品を購入していないか目を配りましょう。

次々販売

訪問販売で過去に契約したことがある人をターゲットにして、同じ業者や別の業者が次々と訪れ、様々な商品を勧めます。



～こんな事例があります!～

- 寝具類
- 住宅のリフォーム・保守点検
- 未公開株・社債・商品先物取引

アドバイス!



- 訪問販売の業者を安易に家に入れないようにしましょう。
- いらないものを勧められたら、きっぱりと断りましょう。
- 万一、契約する場合は、事前に家族や近所の人に相談し、その商品が本当に必要なものか、金額は適当かをよく検討しましょう。
- 通常量を著しく超える物の購入を勧められて契約した場合は、契約を解除できる場合があります。

訪問購入

「不用品など何でも買い取ります」と事前に電話をかけ、訪問の了承が得られると、訪問時に「ほかに貴金属はないか」と強引に貴金属の買い取りを勧めます。



- 突然訪問して消費者を勧誘することは禁止されていますので、いきなり訪問してきた購入業者には対応しないようにしましょう。
- 事前に買い取りを承諾した物品以外は売らないようにしましょう。
- 売却後、クーリング・オフ期間中（法律で定められた書面交付から8日間以内）は物品の引き渡しを拒むことができます。

マルチ商法

化粧品や健康食品などの商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージン（利益）を得ることができ、これが連鎖的に拡大していく販売方法です。



- 「会員になって」「紹介すれば」などの言葉がでたら、マルチ商法の可能性が高いので気をつけましょう。
- 親しい人からの誘いなど、断りにくい場合もありますが、きっぱりと断りましょう。
- クーリング・オフの対象となるため、20日間以内であれば契約の無条件解除ができます。

利殖商法

「必ずもうかる」、「値上がり確実」など、もうかることを強調して、商品先物取引や未公開株などリスク(危険)の高い金融商品への投資を持ちかけます。

A社の未公開株を
購入しませんか?
もうすぐ上場する予定ですので
必ずもうかりますよ。



A社の
未公開株をお持ちでしたら
高値で買い取ります!



“買い取る” と言ってたのに、
電話が通じない...

いつまで経っても
上場しないし...



～こんな事例があります!～

- 商品先物取引(原油、金、とうもろこし など)
- 未公開株 ● 社債 ● 不動産
- 暗号資産 ● 外国の通貨

アドバイス!



- “必ずもうかる”投資はあり得ません。「高配当」や「元本保証」などのうたい文句に惑わされないようにしましょう。
- 取引の内容が理解できない場合は、契約せずに、きっぱりと断りましょう。
- 複数の異なる業者名をかたって、特定の未公開株などを勧める「劇場型」と呼ばれる手口が増えていますので注意してください。

利殖商法二次被害

以前に投資詐欺等の被害に遭った方が、その被害を取り戻そうとして、また被害にあってしまうものです。

昔の被害が
取り戻せる?.....



うちのファンドを
買っていただければ、
前に損した分の株券を買わせて
いただきます。



通じない...
まさか、また...?



～こんな事例があります!～

- 未公開株
- 社債
- 不動産
- 外国の通貨

アドバイス!



- 以前の被害にあった分を取り戻したいという心理につけ込む「被害回復型」の手口が増えています。
- こうしたトラブルは被害金額も大きく解決も困難なケースが多いので注意が必要です。
- 以前被害に遭われた方の名簿などが何らかの形で悪質業者へ流出しそれを基にこうした勧誘をしていると思われます。以前の被害を回復できるという勧誘はあやしいと疑ってかかりましょう。

開運商法

「このままでは不幸になる」などと人の不安をあおり、「これを買えば運が良くなる」と言って印鑑や数珠、アクセサリーなどの高額な商品を勧めます。



- その商品を購入することで悩みや心配事が本当に無くなるのか、冷静に考えてみましょう。
- 一度応じると、様々な口実で色々な商品を勧められる恐れがあります。

当選商法

賞金が当選したような文面のハガキや封書、メールを送りつけ、賞金の振り込み手続きのために必要だとして手数料などを支払うように仕向けます。



- 手数料などのお金を支払わせることが目的です。当選金がもらえることは絶対に無いと考え、無視しましょう。
- 電話で「商品が当たりました」などと誘われて店舗へ取りに出向くと、別の高額な商品を買わされることもあります。

送りつけ商法

注文していないのに、海産物や健康食品、書籍などの商品を一方的に送りつけ、消費者が「受け取った以上、購入しなければならない」と勘違いして代金を支払うように仕向けます。



- 注文した覚えのない商品が届いた時には、受け取りを拒否しましょう。
- 商品を受け取っても、直ちに処分することができます。また、金銭を支払う義務は生じません。
- 商品が送りつけられる前に、電話で商品の購入を勧誘された場合は、あいまいな返事はせず、きっぱりと断りましょう。

買え買え詐欺

知らない業者から「老人ホームの入居権が当選した」とパンフレットが送られ、別な業者から「老人ホームに入居できなくて困っている人がいる」「代わりに申し込んで」「名義を貸して」などと親切心につけこみパンフレットに記載されている権利や商品を購入させようとします。



- 「代わりに申し込んで」「名義を貸して」「あなたの名前で買った」などと持ちかけてくる不審な電話は買え買え詐欺です。相手にせず、すぐ電話を切りましょう。
- 話をうのみにせず、絶対にお金を支払わないでください。
～こんな事例があります～
○社債 ○有料老人ホーム
○外国の通貨 ○大手企業の研究所

契約してしまってもあきらめないで!

クーリング・オフ 制度があります

クーリング・オフとは、無条件で契約を解除できる制度です。

- 訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフによる契約の解除ができます。

※SF商法(催眠商法)の場合も、クーリング・オフができます。
※訪問販売で工事の契約をし、その工事が完了している場合でも、期間内であればクーリング・オフができます。

- 事業者が消費者にクーリング・オフについて嘘を言ったり脅かししたりしてクーリング・オフの妨害をした場合には、クーリング・オフ期間が経過していてもクーリング・オフが可能です。



〈クーリング・オフができる主な取引と期間〉

販売方法		期間
訪問販売	自宅を訪問して行う取引やキャッチセールス等店舗以外の場所で勧誘された契約	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘された契約	8日間
特定継続的役務提供	5万円を超えるエステ、外国語教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療の継続的役務提供契約(店舗契約含む)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させ、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売(店舗契約含む)	20日間
業務提供誘引販売取引	「仕事を提供するので収入が得られる」と勧誘し、仕事が必要であるとして商品等売りつける取引(店舗契約含む)	20日間
訪問購入	自宅を訪問し、貴金属等買い取る契約	8日間

※クーリング・オフができる期間は、契約書面を受け取った日を含めて数えます。

〈クーリング・オフの方法〉

「クーリング・オフ」は
記録に残すんだね!



- クーリング・オフは、文書(ハガキか手紙)に記載し、簡易書留などで事業者へ送ってください。
- なお、電磁的方法(電子メールの送付等)でクーリング・オフを行うこともできます。
- 文書は必ずコピーを取り(ハガキの場合は表裏両面)、電子メールの場合は印刷し、領収書と一緒に保管しておいてください。
- 支払いがクレジットの場合は、同様の内容をクレジット会社へも通知します(※この場合、事業者への通知と同時に、事業者への通知より先にクレジット会社へ通知してください)。

クーリング・オフ書面 (ハガキの場合) ～書き方例～

切手	□□□-□□□□
簡易書留	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
	〇〇〇〇〇株式会社
	代 表 者 様

表

通 知 書

〇年〇月〇日、私は貴社と〇〇〇〇(商品名)の購入契約をしましたが、解除いたします。

なお、商品は早急にお引き取りいただき、支払った〇〇〇〇円を至急返金して下さいようお願いいたします。

〇年〇月〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇〇〇〇

裏

〈クーリング・オフの効果〉

- 事業者は消費者から受け取ったお金をすみやかに返還しなければなりません。
- 消費者に渡された商品がある場合には、事業者の側に引き取る義務があります。その際、返送に要する費用は、事業者の負担になります。

クーリング・オフができなくても
あきらめないで!



注 意!

- ※自動車や3,000円未満の現金取引などはクーリング・オフができません。
- ※化粧品や健康食品などの消耗品は、開封したり、使ってしまうと、原則、クーリング・オフができなくなります。
- ※通信販売には、クーリング・オフ制度がなく、「返品できません」と返品特約が明記されている場合は返品できません。
返品特約の明記がない場合、商品を受け取った日から8日間以内であれば、返品できます(返品の送料は消費者が負担)。

事業者の嘘の説明により契約した場合や、断っているのに事業者が帰ってくれず仕方なく契約した場合などは、契約を取り消すことができます。

〈うれしいことは、消費生活センターにおたずねください。〉

相談専用電話 **024-521-0999**

被害にあわないための心得

その1 いらないものを勧められたら、あいまいな返事はせず、きっぱりと断ることが大切です。

その2 契約を急かされてもその場で契約せず、家族や友人に相談しましょう。

その3 うまい話やもうけ話、理解できない話には乗らないようにしましょう。

その4 商品・サービスの内容や価格について、他社のものと比較検討してみましょう。

その5 あやしい電話や訪問があった場合、すぐに市町村役場や消費生活センター、警察に連絡してください。

その6 家族や身近にいる人で注意し合い、地域ぐるみで被害にあわないようにしましょう。

悪質商法撃退の合言葉

- いりません!
- 断ります!
- 帰ってください!



きっぱりと断りましょう!

困ったときは、
一人で悩まず
すぐに相談を!

福島県消費生活センター

相談専用
電話

024-521-0999

〒960-8043 福島市中町8-2 (自治会館1階)

●電話受付時間：月曜～金曜 9:00～18:30
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

毎月第4日曜日 9:00～16:30

●来所受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

ホームページ

福島県消費生活センター

検索

「消費者ホットライン」188に
御相談ください。

地方公共団体が設置している身近な消費生活センター
や消費生活相談窓口を御案内します。

い や や!

188泣き寝入り!



うつくしま、ふくしま。
福島県

編集・発行
福島県生活環境部 消費生活課
電話 024-521-7736 令和5年1月発行



R30
全国消費者子どもセンター
が認定しています